

三豊市監査委員告示 第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月19日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 宝城 明

平成 28 年度

定例監査結果報告書(第 1 回)

三豊市監査委員

三 監 第 128 号
平成 28 年 12 月 19 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 野 英 樹 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 宝 城 明

平成 28 年度定例監査結果（第 1 回）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査
を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規
定により、次のとおり提出する。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査実施期間
部 課 等 名	事務の実施期間	
総 務 部	総務課 (所管の行政委員会含) 危機管理課 秘書課 人事課 管財課 施設管理課 文書館	平成 28 年 10 月 12 日から 平成 28 年 11 月 9 日まで
政 策 部	企画財政課 産業政策課 田園都市推進課	平成 28 年 10 月 13 日から 平成 28 年 10 月 18 日まで
市 民 部	市民課 税務課 人権課	平成 28 年 10 月 18 日
	山本支所 三野支所 豊中支所 詫間支所 仁尾支所 財田支所	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 28 年 9 月 30 日まで 平成 28 年 11 月 4 日から 平成 28 年 11 月 9 日まで
環 境 部	環境衛生課 水処理課 バイオタウン推進課	平成 28 年 10 月 20 日
健康福祉部	健康課 (診療所含) 介護保険課 福祉課 子育て支援課	平成 28 年 10 月 20 日から 平成 28 年 10 月 26 日まで

教育委員会 事務局	教育総務課 学校教育課 学校給食課 南部学校給食センター 三野町学校給食センター 仁尾町学校給食センター 生涯学習課 少年育成センター 人権教育課	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 28 年 9 月 30 日まで	平成 28 年 10 月 26 日から 平成 28 年 11 月 4 日まで
--------------	---	---	---

第 2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、公用車の運行記録、施設の利用状況等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第 3 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について、措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけの課題とせず、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な運行管理に努め、職場内部での審査がより実効性をもって行われるよう点検の質を高めて行くとともに、自主評価を基にしたより効率的な事務事業の管理を行っていただきたい。

【改善・検討事項】

《個別事項》

・ 公用車の使用について（管財課・支所）

公用車は市の重要な物品であり、購入や維持管理に多額な経費を伴うことから、適切な管理、運行を行う必要がある。また、公用車の事故は、市に財産的損害を発生させ、運転者の生命・身体の安全にもかかわるものであり、市が加害者となる事故は市民の信頼を損なうことも考えられる。

各支所の公用車運転日誌を確認したところ、概ね適正な使用及び管理がなされていたが、中には運転日誌の記入・押印漏れ、車両の凹みチェックや裏面の無い旧様式の使用が認められた。

運転日誌の記入等、当然の行為がなされない心のゆるみは、不注意による事故を発生させる要因である。

貸与している公用車を含め、運行管理について今一度検討し、適切に執行すること。

・ 公共施設の利用申請に伴う事務の適正化について（支所）

効率的で効果的な行政サービスの提供と新しい“街”づくりを進めるためにも、公共施設の有効活用は重要である。当該施設の利用申請は、条例、同施行規則及び三豊市会計規則等に基づき事務処理することとなるが、利用申請書の様式の相違（旧様式の使用等）、利用許可証の未発行、決裁印の漏れ、利用日時の変更に伴う当初の使用料と変更時の使用料の相殺など不適切と思われる事務処理がなされていた。

条例、規則等に基づき適切な事務処理を実施すること。

・ 職員の労務管理について（総務課・人事課）

三豊市の“街”づくりの事務事業を担う市役所の原点である「職員」の管理においてストレスチェックを実施するなど労務管理にも注力し、法令を遵守されているところではあるが、今夏の参議院議員通常選挙事務において、厚生労働省における「過労死ライン」である月 100 時間をオーバーする時間外勤務が実施されているにもかかわらず、労働安全衛生法第 66 条の 8 に定められている医師による面接指導が実施されていない状況が見られた。

法令に基づく措置を実施すること。

- **指定管理に伴う行政指導の実施について（施設管理課）**

指定管理者制度の目的とは、「公共サービスの質の向上とコスト削減」にあるが、弥谷山ふれあいの森公園の指定管理において、植栽の枯死やからくり時計の未修繕など「施設の利用者が安全で快適に利用できる良質な環境を提供すること」という維持管理業務の基準にそぐわない状態が見受けられた。

基本協定書及び管理運営業務仕様書において定められている内容を再確認するとともに、指定管理者に対する適切な行政指導を実施すること。

- **指定管理における適切な財産管理について（生涯学習課）**

先にも述べたが、指定管理者制度には「コスト削減」も含まれ、基本協定においても、財産の管理が謳われているところであるが、「三豊市緑ヶ丘総合運動公園」の指定管理において、基本協定第12条の備品購入についての費用負担で指定管理者負担の備品を市で購入している状態が見られた。

指定管理に関する協定書の内容を十分に把握し、適正な支出を行うこと。

【意見】

《共通事項》

・支出負担行為の時期について

支出負担行為とは支出の原因となるべき契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、三豊市会計規則第35条（支出負担行為の整理区分）に支出負担行為の時期等その詳細が定められている。

しかしながら、契約締結等の事実がありながら、支出負担行為がなされていない点が見受けられた。

今後は、適正な事務処理をされたい。

（平成26年度の定例監査においても指摘済。（平成27年1月8日付三監 第127号 「定例監査結果報告書」））

・調定の時期について

調定期間は、歳入を収納する前提行為として、請求権が発生した時点であるが、依然として理解が浸透していない。特に、国・県からの補助金、負担金については、一般的に交付決定通知があったときとされている。

今後は、適正な事務処理をされたい。

（平成25・26年度の定例監査においても指摘済。（平成26年2月10日付三監 第142号、平成27年1月8日付三監 第127号 「定例監査結果報告書」））